

第4 国への対策・都の取組

I 国の施策

1 基地周辺対策

(1) 生活環境整備法

国は、防衛施設と周辺地域との調和を図るため、自衛隊施設とともに在日米軍基地の設置・運用により生じる障害の防止や基地周辺環境等の整備に必要な施策を講じている。

国による基地周辺対策は、昭和28年に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」

(特別損失補償法)に端を発する。しかし、この法律は損失の補償が目的であり、被害や損失の未然防止や軽減を図るものではなかったため、基地周辺の生活環境の整備、障害の防除等を目的として、昭和41年、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、民生安定施設整備に対する助成等についても規定された。

その後、都市化の進展や住民の生活環境保全に対する意識の高揚に伴い、昭和49年6月、抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「生活環境整備法」という。)」が制定され、現在、この法律に基づき各種施策が講じられている(資料74)。

(2) 生活環境整備法に基づく主な施策

① 障害防止工事の助成(同法第3条第1項)

在日米軍等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用や、射撃、爆撃その他火薬類使用の頻繁な実施、防衛施設整備に伴う土地の形質の著しい変更、電波の頻繁な発射等により生じる障害等を防止又は軽減するために、地方公共団体等が行う、道路、河川の改修、上下水道施設、共同テレビ受信アンテナの設置等の工事に対して助

成するものである。

横田飛行場周辺では、基地に起因する雨水対策としての排水路事業等が実施されている。

② 騒音防止工事の助成(同法第3条第2項)

米軍等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生じる騒音を防止又は軽減するために、地方公共団体等が行う、学校、保育所、病院等の防音工事に対し助成するものである。

横田及び厚木飛行場周辺では、教育施設等の防音工事が実施されている。

③ 住宅防音工事の助成*(同法第4条)

国は、在日米軍等の飛行場及び射撃場の周辺地域において、航空機の頻繁な離着陸等により生じる騒音を測定し、その度合いに応じて、住宅防音工事の助成を行う第一種区域、移転補償と土地の買入れを行う第二種区域、緩衝緑地等の整備を行う第三種区域を指定して告示し、それぞれの騒音対策を講じている。

住宅防音工事に対する助成は、米軍等による航空機騒音が著しい第一種区域内に現に所在する住宅を対象に、その所有者が行う騒音防止、軽減のための工事について、所有者等に対して補助金を交付するものである。ただし、当該指定後に建築された住宅は原則として対象とならない。

工事対象となる居室数は、工事の種類によって異なるが、概ね5室を限度とする。工事の内容は、現存住宅の壁、天井、窓などの遮音、吸音工事及び空調工事である。補助率は、工事費が一定の限度額の範囲内であれば、10分の10である。

* 住宅防音工事の実績については、資料53及び61を参照

④ 移転の補償等（同法第5・6条）

国による移転補償とは、米軍等による航空機騒音が特に著しく居住するに好ましくない第二種区域内から外に移転を希望する者に対し、建物等の移転の補償措置を講じるとともに、移転先において地方公共団体等が行う公共施設（道路、水道、排水施設、その他の公共施設）の整備について助成を行う制度である。また、第二種区域内に所在する土地について、移転又は除去によって従来の利用目的での使用が困難な場合には、国は、所有者からの申し出により、その土地の買入れを行うことができる（同法第5条）。

横田飛行場周辺では、「生活環境整備法」制定以前に、閣議決定により移転補償が実施されている（昭和40年から昭和49年にかけて、基地滑走路南端に隣接する570世帯の集団移転が全国初のケースとして実施された。）。

また、航空機騒音が最も著しい第三種区域内の土地については、所有者からの申し出により、国が買入れ、上記第二種区域内で取得した土地とともに緑地帯その他の緩衝地帯としてできる限り整備することとされている（同法第6条）。

⑤ 基地周辺財産の使用（同法第7条）

第二種区域内で国が買入れた土地については、地方公共団体が広場等の用に供するときは、これを無償で使用させることができるとされている。

横田飛行場周辺では、この規定により、周辺自治体が国から土地を借用して、こども広場や少年野球場、公園、リサイクルプラザ、道路用地等として活用している事例がある。

⑥ 民生安定施設の助成（同法第8条）

「生活環境整備法」第3条及び第4条が障害を直接防止又は軽減する工事に対する助成であるのに対し、民生安定施設助成は、米軍基地等の設置又は運用により周辺地域の住民が生活上又は事業活動上被る被害を障害として幅広くとらえ、地方公共団体が民生安定の見地から障害の緩和に資するために行う、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対し、その費用の一部を補助するものである。

例えば、航空機騒音に悩む地域で、周辺住民が学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設を設置する場合などが補助対象となっている。補助率は各施設によって異なる。

横田飛行場周辺では、体育館、図書館、市民会館、道路、公園等、多くの施設が助成をうけている。厚木基地の影響を受ける町田市内においても、市庁舎や無線放送施設等の整備に対して助成を受けている。

また、硫黄島に米軍・自衛隊の訓練施設を抱える小笠原村周辺海域では、漁業用各種施設への助成を受けている。

[NHK 放送受信料の補助制度]

国は自衛隊又は米軍のジェット航空機が頻繁に離着陸等を行う飛行場等周辺において、騒音発生に伴うテレビ放送の「聴取障害」の緩和に資するため、NHK 放送受信料のうち地上系放送分の半額相当を補助していた。

平成30年度には、住宅防音工事が完了した世帯に対しては平成30年8月をもって助成を終了する、一部住宅防音工事を実施した世帯に対しては、経過措置を経て、令和6年3月末で終了

する、さらに住宅防音工事を行っていない世帯に対しては継続されるが、工事を行った場合には終了するという内容の見直しを行った。

⑦ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（同法第9条）

国は、米軍基地等のうち、飛行場や演習場、港湾など、その設置又は運用が周辺地域における生活環境や地域開発などのまちづくりに大きく影響を及ぼすような広大な施設を特定防衛施設として指定し、公共用の施設の整備等について特に配慮する必要がある周辺市町村を特定防衛施設関連市町村と指定して、その市町村に対し、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付している。

昭和50年3月、国は横田基地を特定防衛施設に指定し、併せて立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町を特定防衛施設関連市町として指定した。

この交付金は、まちづくりに着目しているのが特徴で、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して交付額が算定され、特定防衛施設関連市町は、政令で定める公共用施設（交通施設、通信施設、教育文化施設等幅広い）の中から任意に選択してその整備費に充当できることとなっている。

平成21年に実施された行政刷新会議「事業仕分け」において、同交付金の使途を公共施設の整備（いわゆるハード事業）に固定せず、ソフト事業も含めて自由に使いやすく見直すべきとの意見が出された。これを受けて、平成23年4月に生活環境整備法第9条が一部改正・施行された。改正後は、生活環境の改善もしくは開

発の円滑な実施に寄与する事業（ソフト事業）が新たに対象となった。

* 生活環境整備法関連補助金等の実績については、資料76及び77を参照

(3) 農林漁業阻害に対する補償

在日米軍が行う海上での訓練などのために、一定区域について期間を定めて漁船の操業が制限される場合や、禁止される場合がある。このような場合には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」（漁業制限法）によって、国が補償することとされており、都内においても米軍の訓練等のための制限水域の設定に伴い漁業補償が行われている（資料79）。

また、在日米軍の航空機の離発着や特定の行為（防潜網の設置、水質の汚濁等）によって、農・林・漁業等を営んでいた者が経営上の損失を被った場合には、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（特別損失補償法）の規定に基づき、補償が行われている。

具体的には、横田飛行場周辺の飛行直下に当たる地域に対して、航空機の離発着によって安全に農作業ができないことへの農耕阻害補償がなされている（資料80）。

2 財政上の措置

(1) 基地交付金と調整交付金

在日米軍基地の存在は、周辺自治体にとって、まちづくりや地域発展の阻害要因となるばかりでなく、地方税法の臨時特例法（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条

約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」）の適用により在日米軍基地（国有固定資産や米軍所有の固定資産）及び米軍人等に地方税を課することができないため、財政的な面でも多くの影響を及ぼしている。

そのため、国は、在日米軍基地等の所在する市町村に対して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）と施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を交付している。

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年5月16日）」に基づくもので、在日米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するため、使途に制限のない一般財源として毎年度所在市町村に交付されるものである。

調整交付金は、施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示224号）に基づくもので、助成交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産（ドル資産）との均衡及び米軍に係る市町村税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度所在市町村に交付されるものである。

* 基地交付金及び調整交付金の交付実績については、資料75を参照

(2) 交付税算定における基地関係経費措置

普通交付税において、米軍の基地が所在することによる財政需要を米軍人口及び基地面積に

より算出し、基準財政需要額に算入している。

また、特別交付税において、防衛施設周辺整備法に関する国庫補助事業（民生安定施設の整備事業等）の市町村負担額の一定割合を措置している。

(3) 再編交付金

国は、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、在日米軍等の再編を着実に実施するため、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成19年5月30日）を制定した。この法律により、在日米軍等の再編による住民生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に配慮し、地域における住民の利便性の向上及び産業の振興に寄与するため、再編交付金を基地周辺自治体に交付する。

平成19年10月に、横田飛行場が再編関連特定防衛施設に指定され、平成28年度まで立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町に米軍再編の進捗状況に応じて再編交付金が交付された（資料78）。都は、交付終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、再編交付金に代わる財政措置を講ずるよう国に求めている（資料83）。

3 在日米軍駐留経費負担

(1) 在日米軍駐留経費（同盟強靱化予算）

日米地位協定第24条第1項によれば、在日米軍の駐留に係る経費は、基本的には、日本側に負担をかけずに米側が負担することと規定されている。

しかし、昭和53年、急激な円高ドル安への対応として、6月、11月の2回にわたる金丸・ブラウン会談において、日本側は、在日米軍の

負担経費の軽減に、できるだけの努力を行うとの意向を表明した。

これを受けて、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするという目的で、現在、在日米軍駐留経費が日本側で負担されている。

(2) 労務費の負担

昭和 53 年度、まず、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費、労務管理費を日本側が負担するようになり、昭和 54 年度から給与のうち国家公務員の給与水準を超える部分（格差給）を負担することとなった。

昭和 62 年度からは、地位協定の特則である「特別協定」が締結（効力期間を限って締結）され、調整手当などを段階的に負担することになり、平成 2 年度から全額負担となった。さらに、平成 3 年度に「新たな特別協定」が締結され、基本給、諸手当についても段階的に負担し、平成 7 年度から上限労働者数の範囲内においてその全額を負担することとなった。

(3) 提供施設の整備

日米地位協定に基づいて、昭和 54 年度から、米軍が使用する施設について、老朽隊舎の改築、家族住宅の新築、老朽貯油施設の改築、消音装置の新設等の施設整備が日本側の予算で行われるようになった。横田飛行場でも、施設・区域内建物やユーティリティの整備等が実施されている（資料 82）。

(4) 光熱水料等

「新たな特別協定」により、平成 3 年度から在日米軍の光熱水料等について段階的に負担し、平成 7 年度から全額負担することとなった。平

成 13 年度からは施設・区域外の住宅分については負担しないこととなった。また、平成 23 年度から日本側の負担の上限額を設定するとともに、新たに日米間の負担の割合を定めた（平成 28 年に締結した協定では、日本側負担割合を 72%から 61%に段階的に削減）。

(5) 訓練移転費

平成 7 年 9 月に合意された「新特別協定」を根拠に日本側の駐留軍経費負担が始まった。これにより、平成 8 年度から、新たな基地問題への対応として、日本側が要請した訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担することとなった。

また、平成 23 年度から、グアム等米国施政下にある領域への移転に係る追加的経費も負担対象に追加された。

「新特別協定」はその後更新を繰り返しており、最新のものの協定期間は、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間となっている。（資料 13）。

* 基地関係の主な法令については、資料 8 を参照

II 東京都の基地対策

1 庁内及び関係自治体との連携

(1) 東京都の基本姿勢

東京都内には、現在 7 か所の在日米軍施設及び区域（基地）があり、その存在は、都民生活や地域のまちづくりに様々な影響を与えている。安全保障は国の専管事項であるが、米軍の運用に際しては、地元住民の生活への最大限の配慮が必要であり、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

都は、地元自治体と連携して、航空機騒音や事件・事故等、基地に起因する諸課題の解決に向け、航空機の騒音軽減や安全対策の徹底等について国や米軍へ要請活動を行うとともに、米軍基地の整理・縮小・返還、横田基地の軍民共用化等に取り組んでいる。

(2) 庁内体制の整備

昭和 21 年 9 月、都内米軍基地に係る各種連絡調整等を行うため、長官官房渉外部外務課を設置。その後、上記業務は、外務室、広報渉外局を経て、昭和 37 年総務局に移管された。

昭和 43 年の第 9 回日米安全保障協議委員会で在日米軍縮小計画が合意され、米軍基地が段階的に返還されることになった。これに伴い、都は、その広大な土地を都市改造の戦略的拠点として活用するため、国等に積極的に働きかけるとともに、跡地利用計画を策定するため、昭和 44 年 12 月 15 日、初の庁内専管組織である、基地返還対策室を総務局渉外観光部に設置した。

その後、昭和 48 年の「関東計画」の日米合意を経て、昭和 51 年、都市計画局地域計画部跡地利用計画課に基地返還事務を移管した。

平成 8 年 5 月、知事は、横田基地周辺等を視察後、基地対策の所管組織を見直した。都内米軍基地の整理・縮小・返還をはじめ基地に起因する諸問題への対応を推進し、基地対策に関する庁内の総合調整機能を強化する必要から、同年 7 月、政策報道室に基地対策担当職員を配置した。同時に多摩島しょ振興推進本部の下に基地対策連絡調整会議を設置し（同年 8 月）、基地対策に関する全庁的な取組体制を整備した。

平成 11 年 9 月には、多摩島しょ振興推進本部の組織の改定に際し、新たに基地対策連絡調整

会議（座長：政策報道室理事）を設置し、都内の米軍基地の整理・縮小・返還及び共同使用の促進に向け、庁内体制を整備した（資料 108）。

さらに、横田基地の軍民共用化の実現に向け、知事本局内に、平成 15 年 12 月に横田基地共用化推進担当部長を、平成 16 年 4 月に横田基地共用化推進担当を設置した。

その後、組織改正により、平成 20 年 4 月に基地対策室が設置され、平成 22 年 7 月に基地対策部となった。平成 26 年 7 月、知事本局の廃止に伴い、基地対策部は都市整備局に移管された。

(3) 関係区市町村との連携

米軍基地を抱える地元自治体や周辺自治体との連携を図るため、庁内の基地対策を所管する部署と基地周辺区市町村（2 区 12 市 1 町 1 村）は、事務担当者による連絡会議「基地対策に係る都区市町村会議」を年 1 回程度実施している。

また、平成 8 年 11 月には横田基地に起因する諸問題を解決するため、横田基地周辺 5 市 1 町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）と「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」（会長：都知事）（資料 85）を設置し、国や米軍に対する要請活動等を行っている（資料 86～94）。

(4) 他道府県との連携

① 全国知事会

都は、全国知事会を通じ、「基地対策の推進」について、毎年度関係省庁に対し、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を行っている。

また、平成 27 年 12 月の全国知事会で、沖縄県から米軍基地負担軽減について協議する場の

設置が提案され、翌平成 28 年 7 月の全国知事会では、同県より「米軍基地負担に関する研究会」の正式設置が提案され、全会一致で決定された。

同研究会は、平成 28 年 11 月から平成 30 年 6 月まで、6 回に渡り開催された。

平成 30 年 7 月の全国知事会では、同研究会での研究内容などをもとに作成された、日米地位協定の見直しなど、4 項目に及ぶ「米軍基地負担に関する提言」（資料 105）を全会一致で決議した。

その後、令和元年 7 月の全国知事会において、米軍基地のない複数の県の知事から米軍機の低空飛行訓練について問題提起があり、現状や課題について改めて整理し、令和 2 年 11 月にも、「米軍基地負担に関する提言」（資料 106）を全会一致で決議した。

② 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

米軍基地の所在する他の道府県とともに「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（会長 神奈川県知事）」を組織し（15 都道府県）、基地対策に関する共通課題について検討し、国に対する要望活動等を行っている。

2 米軍基地の整理・縮小・返還、基地周辺対策の充実・強化等

都は毎年、国に対する都単独の提案要求において、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、基地周辺住民の安全や良好な生活環境を確保するため、日米地位協定及びその運用の見直しや基地周辺の生活環境整備対策等を求めている。

また、毎年、横田及び厚木飛行場周辺におい

て、航空機騒音調査を実施し（環境局所管）、その結果に基づき、国や米軍に騒音防止対策の推進を要請している。さらに、米軍の空母艦載機着陸訓練は、現在、暫定的に硫黄島で実施されているが、天候等の事情により、横田飛行場や厚木飛行場が天候等の事情による代替訓練の候補地になることがあるため、両施設で同訓練を実施しないよう要請している。

このほか、米軍関係者による事件や米軍機の事故等の発生時には、速やかに、国や米軍に原因究明と再発防止、情報提供等を求める要請を行っている。

さらに、平成 30 年 4 月、米軍は、横田飛行場に CV-22 オスプレイ 10 機と人員約 450 人を配備することを発表し、同年 10 月に 5 機を配備し、令和 3 年 7 月に、既に配備されている部隊に追加されるものとして 1 機が到着している。

都は、必要の都度、国及び米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報提供すること、安全対策の徹底、生活環境への配慮等について、要請を行っている。

3 横田基地の軍民共用化

(1) 軍民共用化の概要

都心の西方約 38km に、3,350m の滑走路を持つ米軍の横田基地がある。

東京都は、基地周辺住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、民間航空と共用して活用する「横田基地の軍民共用化」を推進している。平成 15 年の日米首脳会談における、軍民共用化の実現可能性検討に関する合意を受け、東京都は国と連携して、軍民共用化の早期

実現に向けて取り組んでいる。

また、「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について、協議をしている。



令和3年3月に策定された「未来の東京」戦略において、横田基地の軍民共用化の推進は、「戦略9都市の機能をさらに高める戦略」として位置付けられている。また、都市づくりのグランドデザインにおいても民間航空利用の実現に向けた国への働きかけの促進は、目指すべき都市づくりの一つに位置付けられている。

(2) 軍民共用化の意義

① 首都圏の空港機能の補完

首都圏の空港容量は、羽田空港、成田空港において段階的な拡大が行われてきたが、首都圏空港の航空需要予測によると、2020年代前半には限界に達することが見込まれている。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地の軍民共用化も含めた首都圏空港機能強化策が必要である。

② 首都圏西部地域の航空利便性の向上

多摩地域及び近接する埼玉県、神奈川県、山梨県等の首都圏西部地域は、人口が多く、企業・事業所も集積している。横田基地の軍民共用化により首都圏西部地域で空港へのアクセス

時間が短縮し、航空利便性が大幅に向上する。

③ 多様な航空需要への対応

ビジネス航空は、国際ビジネスのツールとして欧米で広く利用され、アジアや中東においても需要が高まっている。首都圏空港（羽田、成田）においては、専用動線の確保など、これまでもビジネス航空の受入体制の強化が進められている。

国際ビジネスにおいて、世界の都市間で熾烈な競争が行われている時代にあって、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、首都圏におけるビジネス航空の受入れを、より促進する必要がある。横田基地の共用化は、ビジネス航空をはじめ多様な航空需要への対応強化にもつながる。

(3) これまでの主な経緯

平15.	5.	ブッシュ大統領と小泉首相が軍民共用化の実現可能性の検討に合意
	12.	政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
17.	11.	多摩地域商工会・商工会議所26団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
18.	5.	在日米軍に関する「再編実施のための日米のロードマップ」公表 都が首都大学東京と連携して「軍民共具体化検討委員会」設置 JAL及びANAが国と東京都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」を提出
	10.	横田基地の軍民共用化に関する日米両政府の協議組織（スタディグループ）立ち上げ
19.	9.	安倍首相がブッシュ大統領に軍民共用化へ向けた協力を要請
	11.	高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
20.	3.	軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民用化推進セミナー」を開催
	9.	横田空域の一部返還が実現
22.	11.	都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
	12.	都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
24.	4.	野田首相がオバマ大統領に軍民共用化の検討を要請
26.	7.	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
27.	2.	多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
31.	1.	「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
令1.	10.	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
令2.	9.	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出

4 横田空域及び管制業務の返還

(1) 経過

在日米軍が管理する横田空域は一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。基地対策に関連して、平成13年度から、国に対し、都として横田空域及び管制業務の返還を提案要求するとともに、渉外知事会を通じて横田空域における管制業務の返還を要望している。

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」では、横田空域の一部について平成20年9月までに管制業務を日本に返還すること、「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件」を検討し、平成21年度に完了することなどが明記された。

その後、平成18年9月、横田空域の一部について横田ラプコンが必要としないときに、羽田空港から北部九州方面等に出発する航空機が従来と比較して2,000フィート低い高度で横田空域を通過する運用が開始された。

平成18年10月、横田空域のうち日本側に返還される空域について特定し、日米合同委員会で承認された。

平成19年5月、教育訓練及び調査研究を目的とし、横田ラプコン施設へ航空自衛隊管制官が配置された。

平成20年9月、先に合意されていた横田空域の一部が返還された。

「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」については、日米両政府で検討が行われ、平成22年5月に検討が完了したとされているが、地元自治体には検討結果が示されていない。

(2) 現在の取組

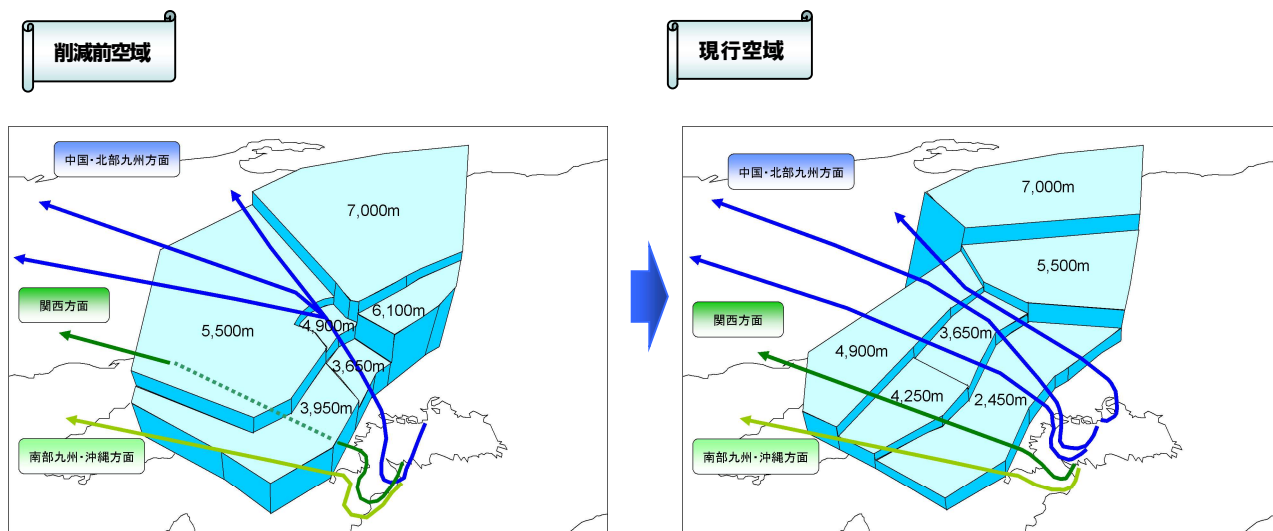
平成20年9月の空域の一部返還により、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

このため、都は、日米両政府による「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」の結果を明らかにするとともに、それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現し、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう、関係省庁に求めている。

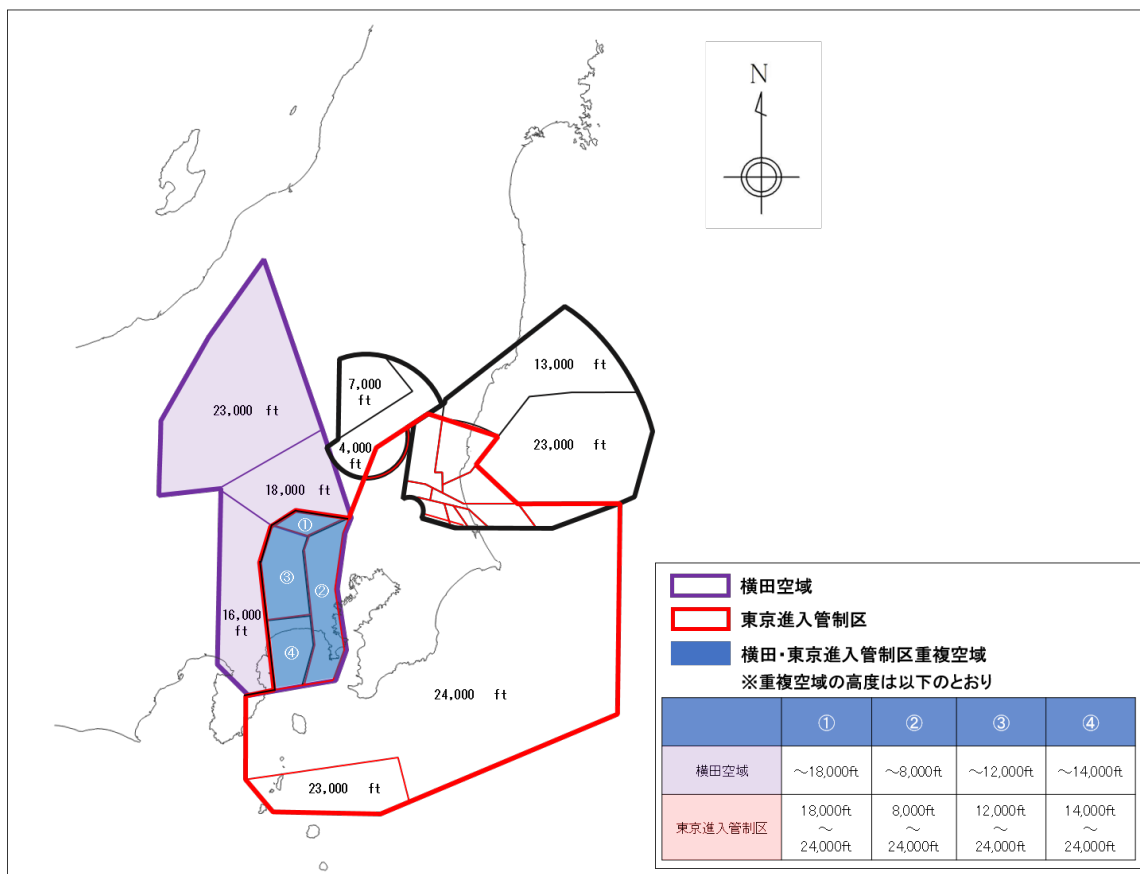
また、関東地方知事会や九都県市首脳会議などにおいても、横田空域の返還に係る要望を行っている。例えば、平成28年5月には、関東地方知事会が、横田空域の返還の早期実現を含む「関東圏における交通ネットワークの強化について」要望を国に提出することを決議し、翌月、提出している。

横田空域の一部返還



(国土交通省航空局資料より作成)

現在の首都圏の空域



5 災害時の米軍との連携

災害時の被害を最小限に抑えるためには、米軍との連携が必要である。こうした観点から、都は様々な取組を行っている。

(1) 消防相互応援協定

昭和40年11月、横田基地司令官と周辺市町との間で、火災予防及び消火活動に関して、相互に援助し合いお互いの利益を守ることを目的とした「消防相互応援協定」が結ばれた。その後、消防事務の東京消防庁への委託に伴い、昭和51年1月、横田基地司令官と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」を締結し、火災等の災害に備えている。

(2) 防災訓練

平成13年9月に、東京都総合防災訓練「ビックレスキュー東京2001」において、米軍の協力を得て、横田基地と赤坂プレス・センターの2か所の米軍基地を全国で初めて防災訓練に使用した。横田基地は、羽田空港と並ぶ広域輸送拠点として非常に重要な役割を果たすことが、訓練を通じて実証された。

その後、横田基地は平成13年度以降毎年、赤坂プレス・センターは平成13年度、16～21年度及び25～26年度に東京都総合防災訓練で使用されている（平成27、28年度は悪天候のため不使用）。なお、平成14年度からは、横田基地周辺の5市1町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が訓練に参加している。

また、平成18年度の防災訓練では、東京都と自衛隊の訓練に、米軍が全国で初めて参加し、米海軍艦船を帰宅困難者の輸送に活用する訓練

などが行われた。以降、毎年、在日米軍各軍（陸軍・海軍・空軍）の艦船やヘリコプター等が参加し、傷病者搬送訓練・支援物資搬送訓練などが行われている。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、都内では多くの帰宅困難者が発生した。この状況を踏まえて、都は平成24年2月に大規模な帰宅困難者訓練を実施した。在日米海軍及び陸軍が同訓練に参加し、イージス駆逐艦（海軍）及び上陸用舟艇（LCU）*（陸軍）により東京湾から神奈川方面へ帰宅困難者を輸送する、海上代替輸送訓練を実施した。

平成24年9月、都総合防災訓練において、防災訓練としては初めて米軍輸送機が羽田空港に着陸し、物資輸送訓練を行った。また、同年11月、南海トラフを震源とする大規模な地震を想定した島しょ地域での防災訓練に米軍が初めて参加し、補給艦を神津島沖に派遣するとともに、ヘリによる神津島空港への物資輸送訓練を行った。

平成27年度～29年度には、島しょ地域での防災訓練にも米軍が参加している。

- ・平成27年10月：海軍補給艦の三宅島沖への派遣及び陸軍・海軍・空軍のヘリによる三宅島空港への物資輸送訓練
- ・平成28年11月：陸軍・海軍・空軍のヘリによる大島空港への物資輸送訓練
- ・平成29年11月：海軍のヘリによる八丈島空港への物資輸送訓練

* LCU : Landing Craft Utility

(3) AFN との協定

災害時に外国人等に英語による的確な災害情報を提供することを目的として、平成15年に、

横田基地の AFN*東京との間で、災害時における放送要請に関する協定を締結した。前述②の総合防災訓練に合わせて、協定に基づく放送訓練を行っている。

* AFN : American Forces Network。以前の FEN(Far East Network)。米軍関係者のための米軍の放送網。AFN 東京は横田基地内に所在し、主に太平洋地域を対象とした放送を行っている。

(4) 災害準備及び災害時使用に係る現地実施協定

平成 20 年 11 月、都と在日米陸軍は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入」に関する日米合同委員会合意(資料 29)に基づく災害準備及び災害時における赤坂プレス・センターへの立入りに関する協定を全国で初めて締結した。都は、平成 21 年 8 月の都総合防災訓練において、同協定に基づく赤坂プレス・センターのヘリポートを使用した初めての訓練を行った。

また、平成 27 年 8 月、災害準備時(訓練)において横田基地を使用するための協定を横田基地第 374 空輸航空団との間で締結した。その後、平成 30 年 9 月まで当該協定を更新している。

【参考 1】東日本大震災に係る米軍による支援 (トモダチ作戦)

東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日、外務大臣が駐日米国大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請した。

米軍は、人員約 24,500 名、艦船 24 隻、航空機 189 機を投入(最大時)した大規模な救援活動(トモダチ作戦)を実施し、食料品等約 280t、水約 770 万 L 及び燃料約 4.5 万 L を輸送、配布した。

横田基地には、日米統合運用調整所が設置され、日本各地や洋上に展開する米軍の指揮、米政府や自衛隊との連絡が行われた。

米軍は、地震に係る支援として、艦船・航空機等を使用した捜索救助活動や人道支援活動、仙台空港の復旧作業及び損壊車輛・がれき撤去作業等を行った。

また、福島第一原発事故対応に係る支援として、消防車、防護服・マスク等を提供するとともに、海兵隊の放射能対処専門部隊(CBIRF)を本国より派遣し、米軍無人偵察機「グローバルホーク」等が撮影した写真を日本側に提供した。

さらに、震災当日、羽田・成田両空港が閉鎖されたため、民航機 11 機の目的地外着陸(ダイバート)を横田飛行場で受け入れた。

【参考 2】熊本地震に係る米軍による支援

平成 28 年 4 月 14 日に熊本地震が発生し、横田基地第 374 空輸航空団所属の C-130 が日本政府による物資輸送活動を支援した。

6 基地対策関係の連絡協議会

(1) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会 (渉外知事会)

① 目的と構成

渉外知事会は、米軍提供施設・区域が所在する全国の主要な都道府県相互間の連絡調整を図り、基地問題、跡地処分問題、騒音・振動等の諸渉外交渉について、国に対し要望活動を行い、これらの効果的な解決を図ることを目的に、昭和 37 年に発足した。渉外知事会は、現在、全国 15 の都道府県(会長：神奈川県知事)で構成されている(資料 95)。

都は、渉外知事会に参画することによって、基地対策に関する都道府県レベルの共通の課題をともに検討し、これら共通課題に対する国への働きかけについては、基本的に渉外知事会を通じて行っている。

② 渉外知事会の主な活動

渉外知事会は、「基地対策に関する要望書」（資料 96）を取りまとめ、外務省、防衛省など関係省庁へ要請している。

また、近年では、以下の緊急要請等を行っている。

ア 平成 28 年 6 月 3 日「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」

イ 平成 28 年 12 月 26 日「相次ぐ米軍航空機事故の再発防止の徹底等について（緊急要請）」（資料 97）

ウ 平成 30 年 2 月 6 日「米軍航空機の事故防止に向けた抜本的な安全対策の実施について（特別要請）」（資料 98）

エ 平成 30 年 7 月 30 日「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」（資料 99）

オ 令和 2 年 5 月 27 日「新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の取扱い等に関する緊急要請」（資料 100）

カ 令和 2 年 5 月 27 日「米軍基地における泡消火剤の漏出事故に関する緊急要請」（資料 101）

キ 令和 2 年 8 月 18 日「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要請」（資料 102）

(2) 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

① 設置の経緯

平成 8 年 5 月 27 日、米軍基地や日米地位協定に対する都民の関心が高まる中、知事が横田基地周辺の視察を行った。この際、周辺 5 市 1 町の市町長から東京都と関係市町による連絡会の

設置について提案があり、これを受けて平成 8 年 11 月に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が設置された（資料 85）。

② 協議会の構成と目的

協議会は、都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町から構成され、会長は都知事、副会長は 5 市 1 町の幹事市（町）長が務めている。協議会の目的は、「東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図る」と規定している（協議会規約第 2 条）。

③ 協議会の主な活動

協議会は、横田基地対策全般にわたる要望をまとめた総合要請（資料 86, 87）を実施しているほか、事件・事故に対する要請等（資料 88~94）を実施している。

この他にも、日頃から実務担当者レベルでの基地関係の情報交換を緊密に行うとともに、地位協定や財政支援等の検討のほか、米軍横田基地の幹部等との意見交換を行うなど、横田基地対策に関して様々な活動を行っている。